第四十五条の三の次に次の二条を加える。

（個人の道府県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第四十五条の三の二　所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の二第一項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　当該給与支払者の氏名又は名称

二　扶養親族の氏名

三　その他総務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3　前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4　給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第四十五条の三の三　所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一　当該公的年金等支払者の名称

二　扶養親族の氏名

三　その他総務省令で定める事項

2　前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、第三百十七条の三の三第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3　第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4　公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

この場合において、政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、又は記録させるときは、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定める基準に従つて行うものとする。

第五十一条第二項中「、同条第五項の規定によつて申告納付するものにあつては解散（合併による解散を除く。以下同条第二項、第三十五項、第三十六項、第三十八項及び第四十一項を除き、この節において同じ。）の日現在」を削る。

第五十二条第二項第三号中「解散」の下に「（合併による解散を除く。以下次条第三十項、第三十一項、第三十三項及び第三十六項を除き、この節において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第三項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「、同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第四項中「第二号」を「第三号」に、「第二項第一号の二」を「第二項第二号」に改める。

第五十三条第一項中「第六項、第十一項、第十九項、第三十項、第三十五項及び第三十六項」を「第五項、第九項、第十五項、第二十五項、第三十項及び第三十一項」に、「第四十九項」を「第四十四項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第六項及び第三十六項」に改め、「及び連結法人が当該連結法人を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）とする分割型分割（同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度（新たに設立された連結法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）」を削り、「第四十九項」を「第四十四項」に改め、同条第四項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第八項まで及び第十項」を「第八項まで」に、「第二十項及び第二十二項」を「第十六項及び第十七項」に、「第八十一条の九第三項」を「第八十一条の九第四項」に、「、第八項及び第十項」を「から第八項まで」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「前二項、第二十七項又は第二十八項」を「前項、第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項第二号中「をいう」の下に「。第三十六項において同じ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項中「適格合併等（適格合併又は合併類似適格分割型分割（法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。以下この条において同じ。）が行われた」を「第五項の法人を合併法